

環水大水発第 1911181 号
令和元年 11 月 18 日

都道府県知事
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直しについて

カドミウム及びその化合物については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 30 号。以下「省令」という。）附則第 2 条において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しているが、その適用期間が令和元年 11 月 30 日に終了することとなっている。

現在、暫定排水基準の対象とされているのは、1 業種（金属鋳業）であるが、この取扱いについて、現時点における排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 1 条に規定する排水基準（以下「一般排水基準」という。）への対応の可否について検討・確認をした結果、現行の暫定排水基準について、令和 3 年 11 月 30 日まで更に 2 年間、適用期間を延長することとした。

このため、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和元年環境省令第 15 号。以下「改正省令」という。）を令和元年 11 月 18 日に公布し、同年 12 月 1 日から施行することとしたので、その実施に当たり、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 措置の内容

暫定排水基準が適用されている 1 業種について、以下のとおり現行の暫定排水基準のまま、適用期間を延長する。

○金属鋳業

暫定排水基準：0.08mg/L

適用期間：省令の施行日（平成 26 年 12 月 1 日）から 7 年間（令和 3 年 11 月 30 日まで）

2 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

(1) いわゆる共同処理場（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号の施設を有する事業場）については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとしている（改正省令による改正後の省令附則第2条第2項）。

(2) 暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種に属する場合には、当該業種に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとする（改正省令による改正後の省令附則別表備考）。

3 関係者に対する指導について

改正省令による改正後の省令附則別表の暫定排水基準が適用される特定事業場については、改正省令の施行の日から2年後に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等をお願いします。